

体制移行の倫理学

体制移行の背景的正義

平手賢治

論文要旨： 本稿は、規範的正義論の観点から、体制移行を支える背景的正義を述べる。すなわち、L. バルツェロビッチの見解を、J. ロールズの社会的正義論に適った動態的平等主義の観点から、進化させ、体制移行の目指すべき範例を述べるのである。その結果、自由化政策は公正としての正義の構想によって、制度化政策は財産所有の民主政という政治構想によって、安定化政策は重なり合う合意の観念によって、背景的に支えられていることを明らかにする。

[キーワード： 体制移行, 共通善, 正義, 民主政, 合意]

1 問題の所在 体制移行と社会正義

1989年の中東欧における「現実の社会主義」の崩壊（「1989年革命」）は、単なる経済体制の崩壊ではなく、社会の基本構造（social basic structure）を支えるある種のイデオロギーの崩壊であり、政治経済体制の崩壊であった。1989年革命の後、中東欧各国政府は、政治的には民主政志向の体制へ、経済的には市場経済志向の体制へと体制移行を目指してきた。中東欧各国政府が目指す政治経済体制を支える背景的な理論は、政治的には自由尊重主義（libertarianism）を、経済的には自由尊重主義に裏打ちされた自由放任型資本主義を基本にするものであると推察される。しかし、目指すべき政治体制・経済体制の実現方法はもとより、目指すべき体制の具体的規範内容とかかる体制の採用の論拠に関して、明確に、そして、体系的に、理解することは困難を極める。

体制移行（論）をめぐるこのような状況の中で、体制移行の体系的基礎理論を確立し、ポーランド共和国の体制移行を現実に主導したL. バルツェロビッチの見解は、注目すべき貴重な存在である。バルツェロビッチ理論は、基本的立場として、方法論的個人主義の観点から、J. フェスティンガーの認知的不協和の理論に基づき、

人間の本性・行動と制度機構の分析をなすとの基本的立場をとる（Balcerowicz, 1995, p.13）。そして、この基本的立場を踏まえた上で、第一に、所有権・所有構造に関する分析から、政治体制と経済体制との関係と内容を「統合メカニズム - 所有構造 - 企業家制度」という枠組に基づいて分析し、第二に、第一の体制分析を踏まえて、「脱共産主義」的な移行過程を「マクロ経済政策の安定化（S政策） - ミクロ経済の自由化（L政策） - 基本となる制度機構の再編成（I政策）」という三者の相互関係による認識枠組に基づいて分析する。以上の分析枠組がバルツェロビッチ理論の方法論的な独自性であり、大変有意義なものとして注目すべきである。

しかし、バルツェロビッチ理論は、私的所有と市場を当然の原理として絶対化した上で、方法論的個人主義を短絡的に直線的演繹をなす社会科学方法論として用いるため、所有と市場それ自体に関する規範的分析を欠き、基本となる制度機構の再編成の後、如何なる社会の基本構造が構築されるのかが不明である。また、「S政策 - L政策 - I政策」という三者間の規範的相互関係も不明瞭であり、三者間の規範的相互関係は事実上並列的なものに留まることとなる。さらに、バルツェロビッチ理論は、新古典派的な自由主義市場経済化政策と一線を画すとしながら、体制に関する規範

的観点からの分析を欠くため、結果的に、マネタリズム的な経済政策とよく似通った類似の政策を採らざるを得なくなっていった(芦田, 2001, pp.199 - 206)。

そもそも、社会とは、互いにまともな生活ができるという相互利益を求め、社会を形成するという共同の企ての結果もたらされた場である。従って、社会が形成された後、生じるはずの利益・負担を如何に分配するかという取り決めが、予め必要となる。かかる取り決めこそが、「社会正義の諸原理」(以下正義とする)であり、正義とは、社会の基本構造、すなわち、<主要な社会制度が、基礎的な権利と義務を分配し、社会的協力が生み出した利益の分割を決定する方式>である(Rawls, 1971, p.6)。共産主義社会の崩壊という社会の崩壊により、共同の企てとしての新たな社会の構築をなす中東欧各国の体制移行は、主要な社会制度が<基礎的な権利と義務を如何に分配し、社会的協力が生み出した利益を如何に分割するか>という正義の諸原理がまさに問題となる局面である。そこで、本稿は、「体制移行の倫理学」における一展望に示唆を与えるために、規範的正義論の観点から、自由尊重主義あるいは新自由主義的色彩が強いとされるバルツェロピッチ理論の枠組を維持しながらも新しい内容を織り込み、J. ロールズの比較経済体制論を参考に体制移行が目指すべき社会体制を規範的に描くことを目的とする。確かに、ロールズ理論の主要な関心は、功利主義にとって代わる有効且つ体系的な道徳的構想を構築することにあったが、ロールズは「諸制度を評価し、社会変革の全般的な方向性を導く基準として役に立つ」「正義の基本的構造の構想を」正義の諸原理は導き出すことができると主張していることから(Rawls, 1971, p.263)、本稿の試みはロールズ理論の趣旨に則ったものであると考える。

2 方法論 広義の内省的平衡

2.1 バルツェロピッチ理論の方法論と問題点

バルツェロピッチ理論は、認知的不協和の理論によって補強された方法論的(な)個人主義を採用する(Balcerowicz, 1995, p.14)。方法論的な個人主義は、様々な文脈において用いられる

が、その共通の特徴は、個人をアルキメデスの点として捉え(個人概念を基点に)、演繹的に社会理論を構成する点にある。そして、個人概念に対して負荷的であるため、基点として存在する個人概念を「合理的な側面」と「人間的な側面」に分解し、各々に応じて、具体的な社会的諸制度も「合理的な側面」と「人間的な側面」とに区分する。そして、「人間的な側面」を非合理的なものとして排除ないしは二次的なものとし、「合理的な側面」を基点に、合理的(rational)な構成方法を用いて、演繹的に、社会理論を構成する。バルツェロピッチ理論も、個人概念を基底にして、演繹的に、社会理論を構築する。そして、個人概念を人間の気質として「変わらない気質」と「変わりうる気質」とに分解し、「変わらない気質」に認知的不協和の理論を織り込み(Balcerowicz, 1995, p.9)、「変わりうる気質」に「社会心理的な特異性」として「文化」・「人的資本」等が存するとする(Balcerowicz, 1995, p.11)。バルツェロピッチ理論は、「社会心理的な特異性」を排除することはできないとしながらも、「様々に異なる制度要因と人間の変わらない気質との相互作用を用いて解明を進めること……を優先すべきである」とし、かかる方法論的態度はバルツェロピッチ理論の通底であるとする(Balcerowicz, 1995, p.12)。バルツェロピッチ理論の方法論的個人主義的態度は、認知的不協和の理論に補強された人間観から演繹原理を通して直裁的・短絡的に「ショック療法」の正当性を導出し、また、文化・人的資本といった社会的諸制度を「変わりうる気質」として二次的な要素として扱うため、「社会的」なものが「感情移入」として排除され(Balcerowicz, 1995, pp.233 - 234)、市場外にはみ出る外生的要因として取り扱われる。以上の帰結は、バルツェロピッチ理論が目指す制度学派というよりは新古典派的なものであり、公正に体制移行の初期条件に関する情報を扱い、社会的諸要因相互間の動態性を描くことを困難にするという批判が提起される(芦田, 2001, p.205)。

2.2 広義の内省的平衡の意義

バルツェロピッチ理論における上記問題点の根本原因は、個人を基点に演繹的に社会理論を

構成する、(功利主義によくみられる)原理演繹的発想にある。原理演繹的発想を超越し、文化的諸要素に関する情報を適切に布置する方法論として、ロールズ＝ダニエルズ流の広義の内省的平衡(wide reflective equilibrium)論に注目すべきと考える(Daniels, 1996, pp.47 - 63)。広義の内省的平衡とは、<背景理論 - 道德原理 - 道德判断>の三者間に複線的フィードバックを想定し、<理論 - 原理 - 判断>の整合化を図る解釈学的な営為である。すなわち、広義の内省的平衡とは、第一に、広く共有された日常的に確立した道徳的確信・常識といった「歴史の中で経験として確証されてきた間主観的な自然的倫理意識」たる「熟慮した道德判断」(生活者レベルの諸判断)をできるだけ集め、道德原理の形で帰納法的に選ばれるよう照らし合わせ、第二に、第一の作業と同時に、体制・効用・価値・責任・人格・行為・権力・国家等の背景理論の基礎概念(科学的レベルの諸判断)を演繹的に照らし合わせるよう道德原理の正当化を図り、道德原理と道德判断に照らし再び吟味し直し、第三に、<背景理論 - 道德原理 - 道德判断>三者間の整合性が保たれるよう複線的フィードバック状態を維持する、というものである。広義の内省的平衡は、解釈学的徳たる賢慮を基底に、<科学 - 倫理 - 生活>(川本, 1988)の知のネットワークをエレガントに定式化したものであり、方法論的個人主義の難点を克服し、社会の基本構造を導出するに当たって適切な方法論であると考えられる。

2.3 内省的平衡と正義の原理の導出過程

では、広義の内省的平衡という方法において、<社会の基本構造としての正義の原理は如何に導出されるか>を見ることとする。第一段階は、<宗教上の不寛容や人種差別は、正義に悖る>等の、人々の道徳的能力が歪みなしに発揮されるような場合における諸判断たる熟慮した道德判断が、観察データとして、道德原理の形で、帰納的に抽出されるという狭義の内省的平衡の過程である。狭義の内省的平衡は、道德判断と道德原理とを照らし合わせながら、判断と原理の整合化を弁証法的に図る過程である。しかし、狭義の内省的平衡過程においては特定の文化的伝統を直観的に記述することはできるが、文化的伝

統を普遍的価値に照らし合わせて評価する点が等閑視される。そこで、第二段階として、道德原理は、幾つかの諸前提から演繹的に正当化される広義の内省的平衡の過程が必要となる。広義の内省的平衡は、社会の基本構造を討議して取り決める(契約する)場としての「原初状態」(the original position)を想定し、「原初状態」において承認された(規定された)道德原理を正義の原理としてみなすのである。そして、第三段階として、「原初状態」と「原初状態」を支える一群の幾つかの諸前提である「背景理論」との内省的平衡過程である。「原初状態」は、「無知のヴェール」、「相互に無関心な合理性」といった情報や動機付けに対する制約条件と、「一般性・普遍性・公示性」等の討議の場としての形式的制約条件によって規定されており、さらに、「原初状態」を規定する背景理論は「秩序ある社会の理想」像によって、さらに、内省的平衡関係を要求される。しかも、「秩序ある社会の理想」像は、<善に対する正の優位性>に基づく「社会における道德の役割についての理論」と<自由且つ平等な道徳的人格を有する市民>が社会を構成するという「人格の理論」との内省的平衡をも要求し、「社会における道德の役割についての理論」と「人格の理論」は、当事者主義的訴訟理論を基底にした「手続的正義の理論」によって、規定されるのである。最後に、憲法理論・民主政論・市場理論・社会選択論等の「一般社会理論」と認知的発達理論等の「道德発達の理論」が第三段階の「背景理論」と内省的平衡を図り、第一段階において帰納的に導出された正義の理論の実行可能性・安定性をテストする過程が、第四段階として想定される。以上の広義の内省的平衡は、バルツェロピチ理論における方法論的個人主義のごとく、認知的不協和の理論から一直線に原理を導出するのではなく、認知的不協和の理論を「道德発達の理論」として適切に布置することも可能であり、また、文化的伝統を「社会的な」ものとして排除することなく適切に配慮しながらも、文化的伝統を不動の道徳的判断として一気に原理を導出するものでもない。広義の内省的平衡は、至極洗練された形で、社会理論の形成をなすことができる方法論である。

3 自由化政策を支える正義の原理 公正としての正義

上記広義の内省的平衡過程において導出された道徳原理としての正義の原理を、ロールズは以下のように定式化する。すなわち【第一原理】として、「各人は、平等な基本的諸自由という十分に適切な体系への同様の破棄可能な請求権をもっている。当該体系は、諸自由からなる全ての人にとって同様の体系と両立する。【第二原理】として、「社会的経済的不平等は二つの条件を充足するものでなければならない。第一に、社会的経済的不平等は、機会の公正な平等の条件の下で全ての人に開かれた役職と地位に付随するものであること（公正な機会均等原理）」第二に、社会的経済的不平等は、社会の最も恵まれない構成員にとって最大の利益になること（格差原理）」と定式化する(Rawls, 2001, p.42)。

3.1 パルツェロピチ理論と混合構想

一方、パルツェロピチ理論において、ロールズの正義の二原理に相当するものは存在しないが、移行経済における<S政策-L政策-I政策>という三つの経済政策の内、自由を扱うL政策が、正義の二原理に密接に関連すると解することができる。しかし、体制移行を単なる経済体制のみの移行としてではなく、包括的な社会体制の移行と捉える限り、パルツェロピチ理論におけるL政策が、国家からの「経済的な自由」をもたらす「ミクロ経済の政策」(Balcerowicz, 1995, p.155)という極めて狭隘な範囲で想定されることは妥当でなく、また、パルツェロピチ理論において、自由の内実(種類・範囲・程度、特に平等概念との関連)と自由相互間の関係に関しても検討されていないことは、L政策の具体的内実を規定するに際し、明確な指針を得ることを困難にさせる。さらに、パルツェロピチ理論は、「効率性の改善のため」と「マクロ経済の安定性の増大のため」(Balcerowicz, 1995, p.158)という点にL政策の意義を求めていることから、自由化政策の基底を、自由に支えられた制度固有の内在的倫理に価値を求めていると考えられる。これらの点を踏まえると、パルツェロピチ理論と整合的な正義の原理は、現代功利主義

的な「混合構想」(a mixed conception)に近いものであると考えられる。

「混合構想」とは、ロールズの正義の二原理の内、格差原理を平均効用原理に組み替えた正義の原理である。ロールズは、正義の二原理を、「原初状態」における合理的選択の結果として一挙に導出するのではなく、リベラルな人格の構想に基づきながら、第一の根本的比較として唯一の効用原理(古典的功利主義)との比較をし(Rawls, 2001, sec.27)、第二の根本的比較として、平等な自由・機会均等々の先行原理に服する効用原理(制約された効用の原理)に組み替えた正義の原理との比較がなされた結果(Rawls, 2001, sec.34, sec.38)、ロールズの正義の二原理の妥当性を論証する。この第二の根本的比較の際に提出される、正義の二原理の対抗構想こそが「混合構想」である。従って、「混合構想」は、一定の水準をソーシャル・ミニマムとして絶対的に保障し、それを超える部分については平均効用原理に従った分配に委ねる正義の原理である。かかる「混合構想」は、典型的には福祉国家型資本主義を支える正義の原理であるのみならず、一定のソーシャル・ミニマムを確保する自由尊重主義に基づく自由放任型資本主義をも正当化する正義の原理でもある。

3.2 背景理論からの格差原理の正当化の論証

二段階の根本的比較において問題である点は、「混合構想」における制約された効用の原理に対する格差原理の優位性に関する第二の根本的比較にある。ロールズは、制約された効用の原理の不確定性(indeterminacy)、一層恵まれた階級の利益のために相対的に貧しい階級の利益を損なう制約された効用の原理の理不尽さ、制約された効用の原理におけるソーシャル・ミニマムの決定方法の曖昧さを根拠に、格差原理の優位性を論証し(Rawls, 2001, sec.38)、格差原理は、自分の状態が改善される時は常に他人の状態も改善されなければならないとする「互惠性」(reciprocity)の概念により支えられているとする(Rawls, 2001, sec.36)。しかし、ロールズは、第二の根本的比較は、第一の根本的比較ほどに「説得力をもっていないこと、この点は認識しておくべき」であるとする(Rawls, 1999a, p.419)。

すなわち、背景理論と「原初状態」との間の内省的平衡からもたらされる第二の根本的比較における格差原理の優位性は、「考慮すべきさまざまな目標の間はかなり微妙な平衡を含意し」たものなのである。従って、背景理論から道徳原理を内省的に導き出す戦略ではなく、制度に関する熟慮した道徳判断から道徳原理たる正義の二原理への内省的平衡が次に問題となるのである。そして、背景理論からの演繹された道徳原理と、制度に関する熟慮した道徳判断から帰納法的に選出された道徳原理との、解釈学的循環とでも指摘すべき広義の内省的平衡によって、次章で述べられる「混合構想」ではない正義の二原理に基づく体制論、財産所有の民主政(Property Owning Democracy)の妥当性及び格差原理の妥当性が導き出される。

4 制度機構の再編政策を支える体制論 財産所有の民主政

バルツェロビッチ理論における「基本となる制度機構の再編成」とは、「国有企業の私有化や民営化、租税制度の改革」等の「既存の制度機構を変革し」、「新たな制度機構を創出すること」とされる。そして、バルツェロビッチ理論の制度論は、<企業家制度 - 所有構造 - 統合メカニズム>という三つの変数を想定し、中でも、制度論においては所有に関する問題を基軸におく。そこで、本稿においては、主として、企業家制度は自由化政策に関連し、前章において触れた正義の二原理によって支えられ、所有権論は制度再編政策に関連し、ミード=ロールズ流の財産所有の民主政によって支えられ、さらに、統合メカニズムは安定化政策に関連し、重なり合う合意によって支えられる、と解する。以下においては、「混合構想」に基づく体制論と比較しつつ、<所有権論 - 制度再編政策>を支える財産所有の民主政を体制移行が目指す体制論であるとして、その内実を論述することにする。

4.1 ロールズの比較経済体制論

ロールズは、正義の二原理が実現するよく秩序付けられた民主政体の意義如何を論じるに際

し、自由放任型資本主義、福祉国家型資本主義、指令経済型国家社会主義、財産所有の民主政、リベラルな(民主政)型社会主義、という5つの体制を列挙する(Rawls, 2001, sec.41.2)。そして、は平等な政治的自由も公正な機会均等も拒絶し、著しく低いソーシャル・ミニマムに抑えられ、経済的効率と成長を目指すにすぎない。は、一党独裁体制による平等な基本的な権利・自由を侵害し、指令経済は民主的手続あるいは市場をほとんど利用しない。従って、ともに正義の二原理にそぐわないものとして阻却される。そして、最も論争的な問題は、の福祉国家型資本主義が正義の二原理に適い、我々のしっかりとした道徳判断に適ったものであるか否かである。この点に関し、ロールズは、福祉国家型資本主義には「経済的・社会的不平等を規制すべき互恵性の原理」が承認されていないとして退け、正義の二原理を充足するのは財産所有の民主政かリベラルな社会主義の何れかであるとする(Rawls, 2001, sec.42.1)。以下に、福祉国家型資本主義よりも財産所有の民主政が正義論の諸構想に如何にして整合的であるか否か、を検討する。

4.2 財産所有の民主政と福祉国家型資本主義

財産所有の民主政は、「私有財産制の普及を通じて達成される行動の独立性、力の分権化」を評価しながらも、「私有財産の過度の不平等とその結果起こっている力や特権の強い集中」(ミード, 1977, p.119)に異を唱えたJ.E. ミードの提唱によるもので、「市場を通じた資源配分過程を正義に適ったものとするための後ろ盾となる制度」としてロールズが再定式化したものである(Rawls, 1971, sec.43)。財産所有の民主政は、福祉国家型資本主義と同様に、生産財における私的所有制度を肯定することから、上に指摘したように、財産所有の民主政と福祉国家型資本主義との相違が問題となる(Rawls, 2001, sec.42.1)。財産所有の民主政は、富や資本の所有を分散させるだけでなく、社会の小さな一部が経済そして間接的に政治生活それ自体を牛耳ろうとすることを防御しようとする。確かに、福祉国家型資本主義は、形式的には基本的自由や機会均等を標榜しているが、小さな階級に生産

手段をほぼ独占することを許容し、結果的に政治権力も少数者に集中することを許容する。この事態を避けるために、財産所有の民主政は、「一定期間の終わるごとに所得の少ない人々に対して、所得を再分配することによってではなく、むしろ、一定期間の初めに、機会の公正な平等を背景として、生産財や人的資本(すなわち、教育や訓練された技術)の所有を広い範囲に拡散することを保障する」のである。その「意図するところは、事故あるいは不幸によって不利益をこうむった人々をアシストするだけでなく、市民自身の出来事を社会的そして経済的平等の適切な程度を足掛かりにマネジメントできるような地位に、すべての市民を位置付けることである」(Rawls, 2001, sec.42.3)。一方、福祉国家型資本主義の狙いは、「誰一人生活に関する品位ある最低基準(基本的必要(needs)が充足される基準)以下に落ちるべきではなく、すべての人は、事故や不幸に対する一定の保護(例えば、失業手当やメディカル・ケア)を受けるべきである」とし、「各期間の終わりに、扶助の必要な人々が特定されるならば、所得の再配分はこの目的に役立つ」と想定する。つまり、福祉国家型資本主義は、制約された効用の原理を伴う「混合構想」の制度化である。このような「混合構想」の制度化である福祉国家型資本主義は、「甚大な富の不平等、しかも相続譲渡の可能な富の不平等を許容し」、「当該不平等は政治的自由の公正な価値」(第一原理)とは両立し得ないし、「深刻な所得の不均衡は格差原理」(第二原理後半)を脅かしさえもする。また、「富の不均衡が与える政治的影響力」によって、「機会の公正な均等の保障(第二原理前半)の実効性も乏しいものとなる。従って、当然のことではあるが、「混合構想」に基づく福祉国家型資本主義は正義の二原理とは整合的でない(Rawls, 1999a, p.149)。また、福祉国家型資本主義は、社会的・経済的諸制度を支える背景的正義に着目せず、所得と富における不平等があるために、「慢性的に福祉に依存する、失望し抑圧された下層階級」に属する多くの人々を生み、かかる「下層階級は、疎外感を感じ、公共の政治的文化に参加することはない」のである(Rawls, 2001, p.140)。

以上の福祉国家型資本主義の難点を克服し、

格差原理の価値を十分な形で評価するためには、格差原理を福祉国家型資本主義ではなく財産所有の民主政という文脈の中において描くべきであり、また、社会を、自由且つ平等な市民間の世代を超えた協力体制からなる公正なシステムとして描くならば、財産所有の民主政によって規定された社会にとって実際に大切なのは、格差原理を支える互惠性もしくは相互性という原理なのである。

4.3 財産所有の民主政における具体的制度

財産所有の民主政の狙いは、自由且つ平等とみなされる市民間の協力による公平なシステムとしての社会の理念を、基本的諸制度において、実現することにあつた。すなわち、財産所有の民主政においては、福祉国家型資本主義のように事後的ではなく事前に、十分な生産手段が、少数者だけにではなく、一般的に市民の手に委ねられており、生産手段によって、市民が、平等に基づいて十分に協力できる社会構成員であるように、諸制度を整備しなければならないのである。そこで、正義の二原理が財産所有の民主政を実現するに当たって、社会制度へ如何に適用され如何に実現されるかを、四段階の手続的正義の観念に即して、政治過程と経済過程における正義のあり方を以下に見る。

まず、立憲民主制的な政治過程である。市民の基本的自由の平等な保障を要請する第一原理が制憲会議の主な基準であり、社会経済政策に関する第二原理は立法段階で作用する。制憲会議においては、理想的には、正義に適った手続によって正義に適った結果が得られる「完全な手続的正義」を追求すべきだが、現実是不正義な結果が生じる可能性もあることから、「不完全な手続的正義」が基底に据えられる。一方、政策や戦略的立案をなす立法段階においては、ルールや政策が許容された範囲内にある限り、正義に適っているとする「擬制的な純手続的正義」の観念が作用する。さらに、ロールズは、財産所有の民主政における政治的な諸自由の公正な価値に関する具体的な制度として、選挙に関する公的基金、政治献金に関する規制、公的メディアへの一層平等なアクセスの保障、言論と報道の自由に対する一定の規制をあげる(Rawls,

2001, p.149)。

次に、経済過程の場合、分配における正義、社会の基本構造の背景的正義が維持されている限り、「純手続的正義」の観念を適用することが可能であり、個々の配分決定が尊重される。適度に競争的で開放的な市場メカニズムの下で「純手続的正義」の観念を用いることができるためには、適切な租税・補助金や財産権の定義を変更することによって、競争的価格システムが有効に作動し、市場における不当な権力の集中を防止することに關わる配分部門、完全雇用の実現を目指す安定化部門、ソーシャル・ミニマムを保障し、市民のニーズを把握することに關わる移転部門、徴税及び所有権の調整という手段を通じて、分配の正義に向かった近似的正義を確保することに關わる分配部門の四部門にわたって、政府が背景的正義を維持する必要がある。配分部門と安定化部門の両部門が相俟って、正義の枠内で市場経済が維持され、移転部門と分配部門の両部門は、主として格差原理の実現に關わり、平等な自由原理や公正な機会の均等を害するような権力や富の集中を抑制することを目指すのである。さらに、ロールズは、「財産所有の民主政に關する経済的諸制度」(Rawls, 2001, sec.49)として、定率支出税と累進相続税を軸とする税制に注目し、以下のように指摘する。第一に、遺贈と相続については「遺贈を規制し相続を制限する理念をミル……から借用し……累進課税の原理が受領側に適用される」とし、「その狙いは、不動産と生産財を広範に且つより平等に分散することを促すことにある」とする。第二に、「累進課税の原理は、資金調達のために富と所得には適用されてはならず……例えば、政治的自由に關する公平な価値と機会の公平な平等といった背景的正義にとり害になると判断されるような富の蓄積を防ぐことにのみ用いられる」とする。第三に、「所得税は完全に忌避され、その代わりに定率の支出税が採用される。すなわち、消費に対して、一定の限界税率で課税する。」「このような定率税はすべての通常の控除を考慮することができる。ある所得以上の総支出のみに課税することによって、税は適切なソーシャル・ミニマムを許容するように調整することができるのである」とする。

4.4 所有権論

累進課税制度論を支える格差原理(才能・能力における分配の不平等を社会正義の観点からは正する正義論)に対して、自然権的な所有権(自らの身体に備わる能力を行使して得た物には所有権が成立するとの想定から導かれる所有権)を侵害しているとの、自由尊重主義的立場からの批判がある。特に、福祉国家型資本主義は、社会的資質・自然的資質・運の分配状況を所与の前提にし、制約された効用の原理内の「矯正の原理」(the principle of redress, 値しない不平等は矯正を要するとの原理)により、事後的に再分配をなすため、福祉国家型資本主義は、かかる事後的再分配の帰結として、不平等を矯正しようとするのである(Rawls, 1999b, p.86)。それ故、先見的に与えられている自然権的な所有権を、福祉国家型資本主義は侵害しているとの批判が生じることとなる。しかし、原初状態においては、そもそも、所有権等の権利や自由も配分される財である。さらに、自然権的な所有権の前提たる自らの能力・才能に対しても、公正として正義の下での社会構想においては自然権的な所有概念は認められない。なぜならば、各人の能力・才能の分配は「運」の問題であり、「運」によって個人の利得が決定されることは道徳的観点からは恣意的であるといわざるを得ないからである。また、能力・才能は「自然の事実」であるから、矯正すること自体が不可能である。そこで、道徳的に正当化できない天賦の能力・才能は、ロールズに倣い社会の共同資産(a common asset)として考えるべきである(Rawls, 1971, p.101, 1999b, p.87)。従って、格差原理に基づく諸政策は、各人の能力・才能の産物たる自然権的所有権を侵すどころか、そもそも自然権的な所有権なるものの確定を想定しておらず、正義の二原理によってはじめて所有権が確定されるのである。それ故、財産所有の民主政においては、「混合構想」に基づく福祉国家型資本主義のごとく事後的に自然権的所有権に対して強制的な侵害を伴って再分配するのではなく、自由且つ平等な道徳的人格として正当な権限をもつものとして、当初より分配されるものなのである。

4.5 ローレンズの善の理論とバルツェロピイチの「政治資本」=「共通善」

格差原理が、各人の才能・能力を共同資産とみなすのは、才能の不平等が経済的格差を生み、より大きな富を持っている者が政治生活そのものを牛耳る事態を防ぐためである。財産所有の民主政においては、政治生活は独立の善を形成するのであって、格差原理は、その善に実質性を付与する原理である。一方、「混合構想」は、制約された効用の原理を基底にするため、経済権力の集中を許容し、政治的諸自由の歪みを招くため、政治生活を独立の善を構成するものとして扱う可能性は低い。

この点に関し、ローレンズは、財産所有の民主政の重要な局面を特徴付けるためとして、公正としての正義における6つの善の観念を検討している。6つの善の観念とは、合理性としての善の観念、基本的善の観念、善に関する許容された諸構想の観念、政治的な徳の観念、正義の二原理によってよく秩序付けられた社会に関する政治的な善の観念、複数の社会連合からなる一つの社会連合としての社会の善の観念である。6つの善の観念における相互関係は、まず、合理性としての善が、「人格の政治的構想、人間生活に関する一般的事実、人生の合理的な計画の標準的な構造と結合すると」、基本的善を得、「一旦、これらの善を原初状態における当事者の狙いを規定するために用いると、当該状態からの議論によって正義の二原理が与えられる」。そして、善に関する許容された諸構想の観念とは、正義の二原理と両立している構想の追求であり、政治的な徳は、「長きに渡って正義の基本構造を保障する際に重要な市民の道徳的特徴に関する諸資質として規定される」とするのである(Rawls, 2001, sec.43.2)。その結果として、正義の二原理によってよく秩序付けられた社会に関する政治的な善の観念が想定され、当該想定に基づき複数の社会連合からなる一つの社会連合としての社会が実現される。

このような政治生活における独立の善の形成を見れば明らかなように、市民は、「同一の政治的構想を確認し……政治的協力を通じて……正しい制度を維持し、それに応じて、互いの正義を付与する」という「一つの基本的な政治的目的を

共有して」いる(Rawls, 2001, p.199)。そして、かかる政治的目的の共有は、家本の指摘する「秩序としての共通善 (the common good as an order)」であり(Iyemoto, 1998, p.141)、<社会制度が基礎的な権利と義務を分配し、社会的協力が生み出した利益の分割を決定する>正義の理論の適用に際して、極めて、重要な役割を果たす。

特に、かかる共通善は、バルツェロピイチ理論においては「異常な政治」の期間を支える「政治資本」に該当し、体制移行の倫理学においても、「共通善」=「政治資本」の内実とその重要性に変化はない。バルツェロピイチ理論においては、<L政策 - I政策 - S政策>が嘗てないほどの規模で実施された際、その成否は、移行初期の「異常な政治」期間に「抜本的な改革」をなすことができるか否かにかかっていると、「異常な政治」期間とは「政治構造が流動化し、旧政治エリート層が信頼を失い、指導者も一般市民も「政治資本」たる「共通善」を尺度として考え行動する政治的機会であるとする(Balcerowicz, 1995, p.161)。この「政治資本」=「共通善」について、バルツェロピイチ理論は内容を具体的には述べてはいないが、上記のごとく、正義の二原理、中でも格差原理によって実質的内容を付与された6つの善の相関関係において解釈することができる。

4.6 古典的共和主義と公民的ヒューマニズム

さらに、6つの善の観念という観点を踏まえるならば、公民的ヒューマニズムと古典的共和主義という二つの公民的共和主義の内、財産所有の民主政は、公民的ヒューマニズムを拒絶し、古典的共和主義に整合的であると位置付けることができる(Rawls, 2001, p.142)。

公民的ヒューマニズムとは、<人間は社会的・政治的存在である>とするアリストテレス主義の一形式であり、人間存在の本質的本性は、政治生活における広範で活動的な参加が認められる民主的な社会において最も十分に達成されるとする。そして、政治生活への参加は、基本的諸自由の保障のために必要であるとするだけでなく、我々の完全な善の特権的な根源であるとするのである(Rawls, 1996, p.206)。すなわち、政治生活への参加は正義の下で追求されるべき善

の内の一つであるとは想定せず、人間存在の本質的本性は政治的であるがため、人間存在の本質的本性は政治生活への参加においてのみ実現されるものとするのである。従って、市民的ヒューマンズムは、政治生活への参加のみが唯一の善と想定する包括的な哲学的教説であり、それ自体は正義の政治的構想としての公正としての正義と矛盾したものとなる(Rawls, 2001, p.142)。一方、古典的共和主義とは、非政治生活の諸自由を含む、民主的な諸自由の保障は立憲体制を保持するに必要な政治的徳性を有する市民の積極的な参加を要求する。すなわち、古典的共和主義は、「活発で教養ある市民団体が民主政治への広範な参加をせず、一般的に私生活へ退避してしまうならば、最もよくデザインされた政治的制度でさえ、権力や軍事的栄光のために、あるいは階級的・経済的利益のため、また言うまでもなく宗教的熱狂や国粹主義的狂信のために、国家機構を通じて支配し自分たちの意思を押し付けようとする人々の手に落ちてしまう」ことを危惧し、そこで、「諸々の民主的自由の安全のためには、立憲制を維持するのに必要な政治的徳性を有する市民たちの活動的な参加が必要である」とするのである(Rawls, 1996, p.205, 2001, p.144)。従って、古典的共和主義は、政治生活を人間存在の本質的本性に関わるものとして神聖化するのではなく、基本的な諸自由の実現のための手段として政治参加や政治的徳性を重視しているため、包括的な宗教的・哲学的・道徳的教説を随伴しないのである。しかし、古典的共和主義は、包括的教説を随伴しないからといって、各主体が独立の決して補足しあうことのない固有の私的目的をもち、社会的諸制度それ自体の倫理的価値を否定し、社会的諸制度に参加する活動は善ではなく負担であるとみなす「私社会」(a private society)とは異なる(Rawls, 1999b, p.457)。「私社会」においては、「誰一人他者の善やその所有物を省みることもなく、むしろ万人が自らに最大シェアの資産を約束してくれる最も効率的なスキームの方」が好まれることから、「私社会」は、制約された効用の原理に従う福祉国家型資本主義を支えるものである。しかし、市民は、同一の政治的構想を確証し、一つの基本的であり高度に優位な

政治的目的、正義の諸制度を擁護し、それに応じて互いに正義を付与するという目的を共有している。かかる共通善に規定された政治社会は一つの「コミュニティ」を形成し(Rawls, 2001, p.200)、包括的教説にとって中立的であることから、財産所有の民主政と整合的であり、さらに、政治的リベラリズムの形をとった公正としての正義とも両立可能なのである。

5 安定化政策を支える合意形成 重なり合う合意

前章においては、制度機構の再編政策を支える体制論として、「混合構想」に基づく福祉国家型資本主義を退け、正義の二原理に基づく財産所有の民主政の妥当性を指摘し、包括的教説を伴わない古典的共和主義こそ財産所有の民主政に合うものであることを指摘した。しかし、様々な包括的教説が多面的に存在する社会は果たして安定的であるのかが問題となる。以下に述べられる安定性の問題は、バルツェロピイチ理論における「マクロ経済政策を用いたマクロ経済の安定化(S政策)」を背景的に支える正義の諸構想である。

5.1 公共的理性

財産所有の民主政下においては、各々の包括的教説を信奉しながらも、各人は、同一の政治的構想を共有するが、かかる共有は公共的理性(public reason)によってもたらされる。ロールズによれば、理性とは「諸計画を定式化し、目的に優先順位をあて、その順位に従い決定をなす方法」である(Rawls, 1996, p.212)が、かかる理性の中で、公的審議に従事する民主主義的な各人に特徴的な市民の理性が公共的理性である。公共的理性は、公共的理性の内容、公共的理性が適用される問題、公共的理性が適用される場、という3つの観点から特徴付けることができる。まず、公共的理性の内容は、正義の政治的構想によって規定され、多元的な社会に生活する市民が他の市民に対して訴えかけることができるのは、「現在受け入れられている一般的な信念や常識に見出される理由付けの形態、

議論の余地のない場合の科学に関する方法や結論」であり、各人が信奉している包括的な宗教的・哲学的教説ではない(Rawls, 1996, p.224)。次に、公共的理性が適用される問題は、「憲法の本質的要素と正義に関する基本的な諸問題」である。すなわち、公共的理性が適用される問題は、社会の基本構造や基本的な権利・自由に関する問題に限定され、社会的・経済的不平等を扱う原理は除外される。なぜなら、社会的・経済的不平等をめぐる問題は、社会の基本構造における背景的諸制度により統制され、基本的自由を扱う本質的要素を解決する方が重要であり、さらに、「憲法の本質的要素や正義に関する基本的な諸問題」は合意を得やすいからである。最後に、

公共的理性が適用される場に関しては、司法権をプロトタイプとするもので、包括的教説が役割を演じるような場ではなく、市民が政治的主張を行う公的な場である(Rawls, 1996, p.216)。すなわち、「裁判官が法解釈に関する先例となる承認された基準という法的根拠によって事例を決定するのと全く同じように、市民たちは公共的理性によって推論し、市民たちが政治的活動に関して提示する理由が他の市民たちによって正当性を有するものとしてリーズナブルに受け入れられるかどうかを決定する「互恵性の基準によって導かれなければならない」のである(Rawls, 1996, p.1)。

以上のような公共的理性の観念に支えられて、財産所有の民主政下の市民たちは政治制度を含む政治社会それ自体を一つの独立した善とみなし、かかる政治制度を維持することが、各人に共有された究極の目的なのである。一方、福祉国家型資本主義を支える私的社会においては、政治社会それ自体は善ではなく単なる手段であり、また、公共性は人々の効用の集計の結果もたらされる利益といった意味での合理性であり、公共的理性における合理性とは異なるものである(Rawls, 1999b, p.458)。従って、狭義の合理性“rationality”は福祉国家型資本主義に整合的である一方で、広義の合理性“reasonableness”は財産所有の民主政に整合的である。

5.2 重なり合う合意と暫定協定

では、公共的理性に基づく諸教説の多元性という条件の下で、財産所有の民主政は、永続的に安定性を維持しうるのは何故かが問題となる(Rawls, 1996, p.4)。この点に関し、ロールズは、「政治的構想は、それによって規制されている社会で存続してきた様々な理に適った(reasonable)包括的教説の中へ異なった方法で嵌め込まれ、そして、そういった教説によって維持されうる、モジュールであり、本質的な構成部分なのである」とする(Rawls, 1996, p.144)。すなわち、包括的な人間論・道徳論・幸福論等に基づく様々な相対立する善の構想や包括的教説にコミットした市民が、各々異なった前提や根拠から出発して、一定の正義の原理を自由且つ平等な市民間の社会的協力の公正な条件を規定するものとして共通に支持しあえるような妥結点たる合意が、社会の基本構造を規律し社会の安定化に資する理論を支えるものとして、重要なのである。ロールズによって重なり合う合意(overlapping consensus)と名付けられるかかる合意は、完全に重なり合う厳格な合意である必要はなく、互恵性の条件が充足されていれば十分である(Rawls, 1999b, p.387)。しかし、重なり合う合意が完全に重なり合う厳格な合意でないからといって、重なり合う合意においては、「政治的構想の承認は、様々な見解を抱く人々の間の妥協ではなく、各々の市民によって確認された包括的教説の内部で規定された諸根拠の全体に依拠している」のであり(Rawls, 2001, p.170)、一時的な暫定協定(modus vivendi)ではない。暫定協定とは、「国家的な利益によって争っている二国間の条約」をプロトタイプとする。すなわち、暫定協定は、「どちらか一方が」合意を「破ることは利益にならないということが周知の事実とされるような方法で」合意は形成されるが、当事者は「相手を犠牲にしておのれの目的を追求しようとしており、状況が変化すれば」両当事者「はそうするであろう」というものである(Rawls, 2001, p.192)。一方、重なり合う合意は、第一に、合意の焦点たる正義の政治的構想それ自体が道徳的構想であり(Rawls, 1996, p.208)、第二に、道徳的な諸根拠に基づいて確認される、という二つの特徴を有するため、権

威に基づく合意でもなく自己利益に関する一時的あるいは歴史的な収斂に応じた合意でもない。さらに、「道徳的な諸根拠に基づいて承認される道徳的構想」という、重なり合う合意に関するかかる二つの特徴は、安定性という本質的な特徴に密接に関連する。すなわち、道徳的な根拠とは、「社会的協力の公正な条件を特徴付ける公共的な正義の構想を理解し、適用し、それを動機として行動する能力」たる正義の感覚と「合理的利益ないし善の構想を形成し、修正し、合理的に追求する」善を構想する能力であり、かかる二つの道徳的能力を最もよく充足するのが正義の政治的構想なのである。そして、二つの道徳的能力に基づいて様々な包括的な教説を各共通項に収斂させるが故、安定的であるのである。一時的な暫定協定とは異なり、重なり合う合意における道徳的な焦点・道徳的な諸根拠・安定性という三つの観点が確証される限り、「政治的構想は、政治権力の配分におけるシフトにも拘らず維持され続ける」のである。重なり合う合意か、それとも暫定協定かいずれかに関する「判断基準は、合意は諸見解の間の権力配分における変化に関して安定的であるか否かにかかるのである。安定性に関するこのような特徴は、重なり合う合意と暫定協定の間の基本的な対比を際立たせ」、「暫定協定の安定性はそのような配分に依存しているのである」(Rawls, 2001, p.195)。よって、財産所有の民主政を支える正義の政治的構想は、自由な道徳的人格に基づいた市民間の社会的協力の相応しい公正と互惠性を反映し、公共的理性によって保障されているがために、公正性と安定性が永続的にもたらされる。一方、福祉国家型資本主義は、費用便益的な狭義の合理性によって保障される暫定協定によって正当化されているが故に、分配状況の変化により、不安定な状況が生じざるを得ないのである。かかる観点を踏まえるならば、バルツェロビッチ理論は「自由化の実施は安定化の達成に役立ち、重要な制度機構の変革につながる」(Balcerowicz, 1995, pp.157 - 158)とするが、自由な道徳的人格(二つの道徳的能力)に基づく正義の政治的構想が、安定化の達成に役立ち、制度機構を背景的正義として支えるという意味に解すべきである。

6 結語 < L 政策 - I 政策 - S 政策 > 間の規範的相互関係

以上より、広義の内省的平衡を通じて、整合的な正義の諸構想がもたらされた。背景理論から道徳原理を内省的に導き出す演繹的作業と制度に関する熟慮した道徳判断から道徳原理を導き出す帰納的作業の中から、体制論としては福祉国家型資本主義が退けられ、財産所有の民主政の妥当性が導かれたのである。具体的には、自由化政策レベルにおいては、正義の原理が問題となり、道徳原理として、正義の二原理と混合構想が対比され、中でも格差原理が制約された効用の原理の何れを採用するか、が問題となった。制度化政策レベルでは、体制論として、正義の二原理に基づく財産所有の民主政が混合構想に基づく福祉国家型資本主義か、所有権論としては共同資産的所有権論か自然権的所有権論か、政治体制としては古典的共和主義か否か、共同体論としてはコミュニティか私的社会か、が問題となった。安定化政策レベルでは、安定性を支える理性として広義の理性か狭義の理性か、安定化を支える合意形態として重なり合う合意か暫定協定か、が問題とされた。広義の内省的平衡の結果、各項において前者に挙げられた一連の正義の構想こそが整合的な構想であり、体制移行の目指すべき規範的内容を備えた、我々が理想とする体制であると考えられる。

(名古屋学院大学大学院経済経営政策研究科博士後期課程)

* 本稿は、2003年11月に開催された第2回比較経済体制学会秋期研究報告会での報告を改めたものである。コメンテーターの森岡真史先生をはじめ多くの先生方から、そして、論文レフェリーの先生方から、今後の研究の指針となる大変有意義なコメントを頂いた。また、本稿の執筆にあたり、家本博一先生より多大な御教示を受けた。記して、謝意を表したい。

参考文献

- Balcerowicz, L.(1995) *Socialism, Capitalism, Transformation*, Central European U.P.
 Daniels, N.(1996) *Justice and Justification : Reflective Equilibrium in Theory and Practice*, Cambridge : Cambridge U.P.

- Iyemoto, H. (1998) "The Common Good in the Economic Ethics of Systemic Transformation in the Eastern Europe: A Way from Pseudo-Socialism to Pseudo-Capitalism", in A. Mizunami, Wolfgang Schmitz (Hrsg), *Das Gemeinwohl in einer sich verändernden Welt*, 2., verbesserte Auflage, Wien Herold-Verlag.
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard U.P.
- (1996) *Political Liberalism*, New York: Columbia U.P.
- (1999a) *John Rawls: Collected Papers*, ed. by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard U.P.
- (1999b) *A Theory of Justice*, Revised ed., Cambridge, Mass.: Harvard U.P.
- (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, ed. E. Kelly, Cambridge, Mass.: Harvard U.P.
- 芦田文夫(2001)「書評 レシエク・バルツェロビチ著 家本博一・田口雅弘訳『社会主義・資本主義・体制転換』」, 『比較経済体制研究』, 第8巻。
- 川本隆史(1988)「生活・倫理・科学 『反照的均衡』のすすめ」, 日本倫理学会編『倫理学とは何か』慶応通信。
- J. E. ミード著(渡部経彦訳)(1977)『理性的急進主義者の経済政策』岩波書店。